

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和元年 6月17日・18日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総務課	2～5
2	税務課	5～13
3	産業振興課・商工観光推進室	13～15
4	企画振興課・みのわの魅力発信室	15～19
5	建設課	19～20
6	水道課	20～25
7	会計課	25～26
8	議会事務局・監査委員事務局	26
9	請願・陳情	26～41

議事のおんまつ

午前9時 開会

○11番 荻原総務産業常任委員長 おはようございます。[一同「おはようございます。』]
令和元年初めての6月定例会の委員会審査ということでさせていただきます。今日それぞれ初めての皆さん方お出でになりますけれども、どうぞ活発な意見を出していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ただいまの出席委員は7人でございます。ただいまから総務産業常任委員会を開催いたします。まず会議録の署名委員を指名いたします。1番 伊藤隆委員、2番 岡田建二郎委員よろしくお願いいたします。

①総務課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは先日の本会議の当委員会に付託されました案件につきまして審査を行います。まず総務課に係わる案件を議題といたします。課長まず初めてなんで自己紹介をしていただいから初めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【総務課長・係長 自己紹介】

○11番 荻原総務産業常任委員長 自分は初めてなんでよく分からんことありますのですみませんが、何かあったらちょっと言ってください。

○中村総務課長 総務課に係る議案ですが8号の補正だけということでもよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 すみません課長、今回初めての皆さんたちもいるので資料についてはですね、こういった資料だという話をちょっと出してもらって何ページとかっていうふうに申し訳ないですけど。自分初めてのとき岡田さんに教えてもらってじゃないと分からなくてですね、どこやってるんだか本当に。本当にそんなふうであったんですすみませんがよろしくお願いいたします。課長

○中村総務課長 改めましておはようございます。昨日は消防の懇談会大変ありがとうございました。お疲れさまでした。それでは6月定例会に提出させていただきました議案、総務課に係わる分につきましては議案第8号の補正予算のみでございます。この補正予算の内容につきまして係長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小林セーフコミュニティ推進室係長 それでは補正予算の方を説明させていただきたいと思いますが、お手元の資料、議案第8号の補正予算書をお手元にご準備いただければと思います。それでは歳入になりますけれども9ページをお開きいただきたいと思いますが、9ページ、16款の国庫支出金でございます。2項の2目 総務費国庫補助金でございますけれども、2節の総務費補助金といたしまして956万6,000円補正になってございますけれども、このうち20といたしまして社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで239万1,000円の補正をお願いするものでございます。これは総務省から平成31年度社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費補助金の配分通知

令和元年6月定例会総務産業常任委員会審査

を受けまして補正をお願いさせていただくものでございます。以上です。

○川合総務係長 引き続き14ページの方をお開きください。一番上の0232財産管理費でございます。12の役務費06保険料としまして2万6,000円の増で計上させていただいております。こちらにつきましては産業振興課の農業応援団事業の方で古民家を借りるということでその保険料を増額させていただいております。なお、事業内容につきましてはこの後の産業振興課の委員会審査の方でお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○鈴木人事係長 それでは補正予算に係ります給与また手当等につきまして給与費明細書で説明させていただきますので32ページをご覧くださいと思います。こちら給与費明細書でございます。平成31年4月1日付、また平成31年4月30日付、また令和元年5月1日付の人事異動に伴いまして給与費及び共済費の補正をお願いするものでございます。こちらは給与費明細書でございますが、まず一般職の(1)総括といたしまして給与費の給料、また職員手当、共済費を補正するものでございます。職員手当の内訳につきましては別表で内訳を載せてございますので各扶養手当から退職手当負担金までご覧いただければと思います。(2)の給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、今回給料、職員手当につきましては職員異動に伴う減でございます。続きまして33ページでございます。こちら給料及び職員手当の状況、31年の1月1日現在と4月1日現在を比べたものでございます。こちらがウの級別職員数も同じでございます。続きまして34ページをご覧くださいと思います。こちらエといたしまして昇給に係ります補正前と補正後の比較の表でございます。あと、オ期末手当・勤勉手当のこちら支給率等でございます。続きましてカ定年退職及び勸奨退職に係る退職手当、こちらも支給率等を載せてございますのでご覧いただければと思います。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上ですか。ただいま細部説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。何かありましたら挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。中澤委員

○10番 中澤委員 この質疑の中身が適切でなかったらご指導ください。8ページの歳入に関する森林環境譲与税の金額は、については全然指摘してもいいですか。説明してないところだけ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今、総務課に係わる。

○10番 中澤委員 分かりました。撤回します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑ないようでありますので討論に入ります。討論でございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは採決に入らせていただきます。この原案ど

おりで可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。それでは第8号議案、原案どおり可決することに決定いたしました。それでは総務課長

○中村総務課長 すみませんでした。もう1件第13号に財産財産の取得がございましてこれポンプ積載車の取得でございますが、これについて係長の方から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明を求めます。係長

○潮田消防防災係長 それでは議案第13号の財産の取得について説明させていただきます。財産の取得ですけれどもこちらにつきましては箕輪町消防団の第3分団、区域は松島区の東町になりますけれどもその消防ポンプの積載車の更新となります。こちらの積載車につきましては購入以来19年が経過しておりまして、故障も多く修理部品の調達も困難となっておりますので更新をするものです。こちらにつきましては5月23日に入札を行いまして有限会社 箕輪自動車が907万2,000円で落札しました。こちらは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定にあります予定価格700万円以上の財産の取得に該当しますので議会の議決を求めるものです。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま細部説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ある方は挙手をお願いいたします。青木委員

○3番 青木委員 今回の第3分団の消防車は第4分団に出た消防自動車、あれとなから同じくらいのものでいいんですかね。昨年入れた。全然違うのか。積載車ね。失礼しました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 潮田係長

○潮田消防防災係長 先ほどの質問ですけれども、昨年度平成29年度に導入しました第4分団の車両はポンプ車になりまして、CD-Iというポンプ車になるんですけれども、今回導入するものにつきましては積載車となっております。積載車なんですけれども今回はですね、中型の免許が必要がない3.5未満以下の普通免許でも乗れる車両ということでベースをハイエースの車にしておりまして、排気量は2,800ccとなっております。そういったことでハイエースをベースにしておりまして、その後ろに可搬ポンプを搭載しました車両となっておりますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑ないということですので討論に入ります。討論何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論なしと認めます。それでは異議ないものと認め議案第13号、議案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは異議ないと認め可決すべきものと決定いたしますので本会議の旨報告いたします。

【総務課 終了】

②税務課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは税務課に係わる議案を、税務課は何号と何号でしょうか。すみません、初めてなのですみませんけれども自己紹介をお願いします。

【税務課長・係長 自己紹介】

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。それでは税務課に係わる案件を議題といたします。議案第1号 税務課に係る議題を細部説明をお願いいたします。
課長

○日野税務課長 それでは議案第1号 専決処分承認を求めることについてということでございます。議案第1号につきまして提案理由を申し上げます。平成31年の4月1日施行、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が同年の3月29日に公布されたことを受けまして、箕輪町税条例等の一部を改正する条例を改正するものであります。いずれも緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年の3月31日に専決処分を出したもので同上の第3項の規定に基づきまして議会に報告をし、承認を求めるところでございます。税条例の主な改正内容についてでございますけれども、住民税の関係ではふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金、税額控除の改正、それと住宅借入金等特別税額控除の見直しによる住宅ローンの減税措置の対象期間の延長、子どもの貧困に対するための非課税措置、軽自動車税の関係ですとグリーン化特例の見直し、それから環境性能割の臨時的軽減とそれに伴う規制の整備、固定資産税の関係ではわがまち特例等について国の法律改正に伴う改正により改正をするものでございます。細部について係長から説明をいたさせますのでよろしくご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明を求めます。

○知野住民税係長 まず議案第1号の箕輪町税条例等の一部を改正する条例でございますが、個人住民税の関係、法人住民税の関係につきまして私の方からご説明申し上げます。お手元の議案の38ページをお願いをしたいと思います。お手元の38ページのところに平成31年度の税制改正の概要ということで今回の条例改正の今課長が申しあげました3点のものを細かく載せてございます。それに対応しまして新旧対照表のページ、対応の条例と載せてございますが、この38ページの資料に基づきましてご説明をしたいと思います。今回の条例改正の中ではまず個人の所得課税に係るものが3点ございまして、1点目がふるさと納税制度の見直しでございます。これは平成31年6月1日以後に支出された寄附金からの適用になります。内容といたしましては、そこに記載してございますけれども一定のルールの中で、地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げ

るためにふるさと納税制度があるわけですが、中には過度な返礼品の送付等で制度の趣旨が歪めている団体が見受けられまして、そのような団体につきましてはふるさと納税特例控除の対象外とすることができるように制度を見直すものでございます。それで総務大臣は地方財政審議会の意見を聞いた上で次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税特例控除の対象の寄附金の団体と指定するという下にありますけれども、見直し後は①寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体。②につきまして①の団体で返礼品を送付する場合は以下のいずれも満たすということで返礼品の割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることということでこの①、②を満たした団体に寄附をした者につきまして住民税の方の特例控除の対象となるというものになるものでございます。それから2点目でございますが、住宅借入金等特別税額控除の見直しということで、内容といたしましては住宅ローン減税措置の対象期間の延長ということでございます。消費税の税率の引上げに伴う需要平準化策の一環ということで住宅ローン控除の拡充により延長された控除期間、11年目から13年目において所得税から控除しきれない額について、個人の住民税から減額するという内容のものでございます。通常、住宅ローン減税10年間でございますが、この平成31年の10月から平成32年12月、令和2年の12月の間に居住したものにしましてはローン減税の控除期間が13年まで延長になります。その3年延びた分につきまして、住民税の方もそれに対応するというで現行の制度と同じ控除の限度額でございますけれども、所得税から控除しきれない分につきまして所得税の課税総所得の7%、最高13万6,500円の範囲で所得税から引き切れない分を個人住民税から控除するというものでございます。これに伴いましてその下の●ですけれども住宅借入金等特別控除の適用手続の要件も緩和ということで、住宅借入金等特別控除について、納税通知が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別控除に関する事項の記載があるというのが今まで適用の要件だったわけですが、その要件を今度は不要にするというものでございます。これにつきましては施行日は31年の4月1日からということでございます。それから3点目でございますが、子どもの貧困に対応するための非課税措置ということでこれは平成33年度分の町県民税からの適用となりますが、内容としましては事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とするという内容のものでございます。これにつきましてはその下の●でございますが個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記の者に該当する旨を記載して申告するという措置をとるというものでございます。これにつきましては平成33年1月1日の施行ということで平成33年度の町県民税から適用となるものでございます。おめくりいただきまして41ページをお願いをしたいと思います。41ページが法人町民税の関係でございますが、こちらにつきまして内容といたしましては法人の道県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織、言うには電子申告をするということでございますが電子申告を行う方法で

提出を義務づけられている資本金 1 億円超の内国法人が電子通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められた場合で、事業所又は事業所所在地の道府県民知事又は市町村長の許可を得たときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができるという措置でございます。現在はこの電子申告が主流になってきておりまして、資本金 1 億円以上の内国法人は申告は紙ではなくて電子で行えというのが 2020 年の 4 月から義務づけられることになっておりますが、その電子通信回線の故障等に対応するため不可能な場合は紙でも提出することができるという措置を設けるものでございます。住民税の関係は以上となります。

○ 1 1 番 荻原総務産業常任委員長 係長

○ 小野資産税係長 資料の方をちょっとお戻しをいただいて 39 ページお開きをいただきたいと思います。私の方からは軽自動車税関連の改正、それと固定資産税、わがまち特例に関する改正についてちょっとご説明をしたいと思います。2 番 軽自動車税関連ということで①軽自動車におけるグリーン化特例の見直しという記述がございます。こちらのグリーン化特例というのは平成 28 年の税制改正によって生まれた制度でございます。28 年から継続されている制度です。このグリーン化特例というのは、環境への負荷低減のために設立された制度でございます。新車を購入をして保有をした段階でその一番最初の軽自動車税の負荷に関して軽減措置が受けられる単年のみの措置になります。平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得をされた部分、これが 2 年延長という部分になるんですが電気自動車等については 75%軽減、平成 32 年燃費基準が 30%達成で 50%、平成 32 年の基準でプラスアルファ 30%達成がまだ 25%軽減という形になっております。これにが今回税制改正行われまして未来の部分になります。平成 33 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日取得分、この形が今度は電気自動車のみになりまして 75%軽減しか受けられないという形になります。なお、平成表示してありますのは法律の施行が令和になる前でしたので、これが準用される令和で読みかえるという規定がありますので平成表記になっております。その下にあります表につきましてはこちらの規定の整備のためのほとんどの内容になってまいります。ちょっと矢印が左側に書いてありまして軽課、重課というふうに書いております。今回これも平成 28 年度の条例の方で整備済みではありますが、消費税が 10%アップという形になったときに軽自動車税が今までの軽自動車税の制度からちょっと変わってくるという制度になっております。軽自動車税が 2 種類になります。今まで保有に関する軽自動車税に関すること、今度は軽自動車税の種別割、そして旧の県が徴収をしていました自動車取得税に代わるもの、これが環境性能割というものになります。こちらの環境性能割というのは県が今までどおり自動車取得税と同じように代行して徴収をいただいて県から市町村に交付をされるというものであります。そして軽自動車税の種別割の税率の特例、またこれが軽課と重課等にまた分かれてくるんですが、ちょっと軽課の説明がございます。軽自動車を購入して初めての年の軽自動車税の軽減の特例、これグリーン化特例のことで

す。グリーン化特例が軽課というものになります。もう一つ、重課というものになります。新車検査から13年を経過した環境負荷の大きい車に対する課税ということでおおむね20%の増税という形でこの重課、標準の税額は1万800円になるんですが13年経過すると1万2,900円になってくるということで、環境性能の高い車に買い替えることを促進するためにちょっと重い課税になってくるという形でございます。そして②番 軽自動車税の賦課徴収の特例、これは規定の整備でございます。上でご説明した内容の規定の整備になります。③番目です。環境性能割の臨時的軽減。軽自動車税環境性能割ということで旧の自動車取得税の部分になります。先ほどご説明したとおり県が徴収をいたします。消費税引き上げに伴う需要平準化の一環として平成31年10月1日から平成32年9月30日に取得する環境性能割について税率を1%を軽減するというので、こちらにつきましては電気自動車は平成32年燃費基準等に比べて表に記載をしてあるとおりなんですけど臨時的措置ということで今回変わるの臨時的措置の部分です。非課税については変わりません。それぞれ1%低減するような形になりますので既に規定されている1%が非課税、2%が1%になるという規定でございます。その下にありますガソリン車・ハイブリット車等については平成17年排出基準に伴って改正をするものでございます。こちらについては記載のとおりでございます。続いてお隣のページ、40ページになります。わがまち特例に関する規定、地方税法附則15条第2項第1号等の条例で定める割合というものでございます。こちら沢山ございますが、平成30と31見比べていただくと実際には条がずれている改正でございます。これは先ほど言った軽自動車税の改正等に伴いまして条がずれているという改正でございます。そしてよく言うわがまち特例というものでございます。この内容については地域決定型地方税制特例制度というのが正式名称でございます。これ内容はどういう内容かと申しますと、国の地方税法でその制度の大枠を定めます。その大枠の中で地方税法の中で例えば課税標準額、税を計算する直前の金額は0以上2分の1以下という大枠は軽税法で定めて実際の特例割合は条例で定めてその条例の範囲内で特例を効かせなさいという制度になっております。これが表に書いてある40ページに書いてある内容、それぞれ国で大枠を定めて実際には条例で町の方は規定をしていると。例を挙げますと一番下になります。生産性向上特別措置法に伴う先端設備等でございます。これは国の法律、地方税法の方では固定資産税の課税標準となるべき価格に0、0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするという形になっております。町の方では0という定めになっておりますので、これを導入をされた企業さんについては固定資産税の償却資産分が該当機械はかからないという形になります。それ以外については今回条ずれの部分になりますので、例を挙げたのは先端設備等にかかわる生産性向上特別措置法でございますが、それ以外についても3分の2ですとか2分の1ですとか、条例で定めのある範囲内において決定をしているというのが現状でございます。軽自動車税、わがまち特例に関する説明は以上になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行いた

と思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 今さらで申し訳ないんですが、これ3月31日に専決ということなんですけども3月31日からこの2ヶ月ぐらいの間で臨時議会というのは私はあったかどうかとも知らないんですけども2ヶ月間ここまで延びたというのは何か理由があるんですか。上程が。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 この専決の関係なんですけど、実際に国の改正につきましては先ほどもご説明をしたとおり3月29日に交付をされて4月1日から交付されているわけです。町の条例改正についても本来は4月1日ということでこれをしているんですけど、実際にこれが町においてくるのは4月の10日過ぎになります。いろいろ細かいような部分のものが実際に出てくるのは本当にわかって、それから町の条例を直します。本来でしたら5月何日でしたかね、4日に臨時議会があったんですけど、例えば軽自動車税をとってみますとその時点で議員さんに説明するのに本来でしたらそこでやればいいんですけど丁寧な説明をしていくのはちょっと軽自動車税、何段階にも分けた改正になります。そういったことで何回も手間を煩わせるのではなくてきちんとした説明をしっかりと法規審査というものもあるんですけど、その中で審議をしていただいてきちんとした説明をすべきだということでもこの上伊那の市町村も南箕輪以外のところはみんなこの6月の定例議会で議会にかけております。そういったことで議員の皆さんに本当に丁寧に説明するためにはそういった即決という話ではなくて今回の議会の初日にしっかりと資料を提示してここで審議をいただくと同意をいただくというのが正式なやり方ではないかと、そういうことでこのようなやり方になっております。以上であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。青木委員

○3番 青木委員 ふるさと納税でね、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体というのは箕輪町の場合は箕輪町のみですか。適用は。地方公共団体というのはここはどこを指すんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 ここで地方公共団体って指すのは全国の地方公共団体になりますので、当然箕輪町も入ってきます。ここでふるさと納税の対象外となる団体が全国で4つございますけども、それ以外は今のところ総務大臣が特例控除対象寄附金の対象とするということで当然箕輪町もその対象となる地方公共団体に入っております。以上です。

○3番 青木委員 それともう一つは箕輪と共同してる、提携してる何ですか、どっかの市町村にも特例品で出せるというのがありますよね。例えばなんだろう、町によっては特産品を箕輪の特産品じゃなくて返礼品に出すという、それは箕輪町の場合どうなんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 実際のふるさと納税を受けて返礼品を返しているのは担当が企画振興課になるもんですから正しいお答えができるかわかりませんが、箕輪としては地場

産品を返礼品として行っております。

○3番 青木委員 それは箕輪町だけで3割以下ということいいんですね。他の町の特産品を使わなくて箕輪町だけで3割と。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 ここで言う割合の3割ということは例えば1万円寄附をしたらその3割の3,000円以下のものを返礼するという3割でございます。寄附いただいた方によって返礼の内容も金額によって箕輪町も変えておりますけれども、いただいた金額の返すものの金額相当分は3割以下とするということと、地場産品を使えというのが総務省からの対象となるものになります。

○3番 青木委員 すみません、誤解してました。3割は返礼品のね。じゃあ地場産品は箕輪町を限って地場産品で箕輪の場合やると、こういうことはよろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 そういうご理解でよろしいと思います。例えば町長が議会でも答弁しましたとおりに箕輪町の例えばお米だとかいろいろありましたけれどもそういったことでよろしいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。

○3番 青木委員 それともう一つは前の法令だと3割じゃなくて何割でしたかねここ、今回は3割ですけどここも変わったわけですか。元々3割。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 元々3割ということと、地場産品をとということは元々から言われていましたけれども、なかなか徹底されてない団体があったということで今回は割合が3割以下と地場産品ということは変わらないんですけどもそれを徹底するというので今までそれに徹底していなかった団体を対象外とするというような内容のものでございます。以上です。

○3番 青木委員 分かりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 39ページの軽自動車税に関するもので私頭良くないのでちょっとここから読み取れないんですけど、基調としては要するに燃費基準の良い車に軽減をし、燃費基準の悪い車を重課するという課税すると。課税を強化するという重課というものは要するに全然読み取れないんですけどいつから重課の対象になるんですってということなんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野資産税係長 中澤委員さんのご質問のあったとおりでございます。まず軽減については環境適合車、要するに環境負荷がやさしい、環境に優しい車については軽減をしましょうという措置でございます。重課というのは先ほどちょっとご説明したんですが、新車登録をしてから13年経過した車、これに対して軽4輪の車に関しては重い税金、通常だと

1万800円になるんですが13年経過をすると1万2,900円というちょっと高い税率になります。こちらについては今は車自体は物がわりと良いので環境適合車、当初のたぶん国の見込みとは外れてわりと重い課税、1万2,900円になったとしても継続して乗る方は多いんですけれども、年々この重課、1万2,900円になるものについては多くなっている現況です。買い替えよりもやはりそのまま乗り続ける、13年経過しても例えば軽トラックも軽4輪もそうなんですが、そのまま乗り続けるというのが多い、今のところ見える流れにはなっております。以上です。

○10番 中澤委員 軽課については賛成なんですけど、重課については私は反対の立場で討論に移したいと思います。以上。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野資産税係長 これは地方税法で既に決まっている内容でございます。税務行政、住民税も資産税も徴収にかかわるものもそうなんですけれどもやはり国の制度にのっとって行われるべきものでありますので箕輪町としては粛々と条例に定めまして行っているという現況でございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員、討論おっしゃるの分かりますけれどもそれは討論入ってからまたお願いをいたします。他に。岡田委員

○2番 岡田委員 38ページ、子どもの貧困に対応するための非課税措置ということで施行日が33年1月1日と32年1月1日というふうになってるんですけど、これまでこれに準じるような同じような軽減措置というのがあるのかどうか、それとも全くそこはこの条件に合致するような世帯というのは抜けてたのか、すぐそれに対応するような制度があったのかどうか、そこちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 今回の岡田委員のご質問でございますけれども、今までは寡婦という女性で一人でお子さんを育ててる場合だとか、死別離婚されて片親でいるという方の場合には寡婦という制度がございまして、また男性に至りましては同じ寡夫というか夫という字で寡夫という字を書きましてそのような形で所得税の方でも控除がございまして、住民税の方も寡婦の控除、寡夫の控除というのは今までもあったものでございます。ただし、ここに新しく載るのは事実婚状態でないことをというふうに書いてありますので、今までは婚姻の事実があつて離婚したとか死別したという場合がそのようなひとり親の方の控除に該当になったわけなんですけれども今度のものにつきましては事実婚状態がなくても夫のいない状態で町の方でそれを確認して児童扶養手当を支給をするひとり親に対するということになりますので今回のものにつきましては全く新しい形で非課税の範囲を広げるものに該当になります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑ございませんか。

○3番 青木委員 住宅借入金の特別控除ですけれども、これ適用が10月の消費税が上がる現在控除の対象を受けている方は手続的には要件緩和ということでございますが、その

ままにしといていいということですね。特に届けは出すとかそういうのが要らないって
いうことでいいわけね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○知野住民税係長 今、青木委員さんの質問でございますけれども、おっしゃるとおりで
特別に第1回目の場合は確定申告で住宅取得控除をとりますし、それ以降は給与の年末調
整でもできますのでその制度とやり方につきましては変更はございません。ただ、この期
間中に入居された方だけ控除期間が延長されるということですので特別に個人の方が何か
手続をしなくてはいけないというようなものはございません。以上になります。

○3番 青木委員 分かりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。それで質疑を終了いたします。それでは討論
に入ります。討論のある方。中澤委員

○10番 中澤委員 先ほどの39ページの軽自動車税に係わる軽減措置については異議は
ありませんが、重課についての異議ということなのですが、ここから読むと要するに燃費
効率の良い車を購入する軽減する税額を重課の要するに13年もの以前の購入した古い車の
所有者からとって要するに買い替えを促すということが読み取れると。要するに軽減って
いうのは環境負荷を要するに減らすっていう意味でそっちの方に消費者っていうか自動車
を購入する方が選択するのは自由だし、それを援護するのは行政の税の設定としては賛同
できるんですけど、要するに自動車っていうのは誰でもそうだと思いますけど何で点検し
てるかっていうと、壊れないように長く乗り続けるために点検してるわけでそういう自分
の持ち物を商品として価値を下げさせるようなこの制度そのものが私は設計上おかしいの
ではないかというふうに思います。これは区の区民の中からもそういう声は出ていますの
でぜひ皆さんのご意見をお聞きしたいということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にご意見ございますか。それでは討論を打ち切り
いたします。採決いたします。議案第1号 専決処分承認を求めることに関して原案どお
り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。原
案どおり承認することに決定いたします。本会議でこの旨報告いたします。

それでは議案第8号 税務課に係る分についての細部説明を求めます。課長

○日野税務課長 それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)の
税務課に係る分について説明を申し上げます。係長から説明を申し上げますのでよろしく
お願いをいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 議案第8号 補正予算について説明させていただきます。補正予
算書15ページをご覧ください。下から2行目真ん中くらいに08報償費と書いている項目
がございますのでそちらをご覧ください。こちらにつきましては今まで国税庁OBが非常

勤職員として勤務しておりましたので、ここ数年執行していなかった項目になります。ですので導入当初に比べてかなり少ない金額でこちらの方予算計上しております。平成31年度につきましては当初7万5,000円、またこれに税を考慮する習慣の景品代として9万円の合計16万5,000円で計上しておりましたが、その職員が3月末で退職いたしましたので今年とは以前と同じぐらいの金額が必要になりましたので補足額48万8,000円を10ページ1行目の臨時職員賃金から組替えしたのになります。説明は以上になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論のある方は。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは異議なしとして認め第8号議案、税務課に係わる分につきまして賛成。異議ございませんね。ありがとうございました。それでは異議ないと認めその旨本会議において報告いたします。

【税務課 終了】

③産業振興課・商業観光推進室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは再開をします。それでは産業振興課かかる前に課長の方より。

【産業振興課・商業観光推進室 課長・係長 自己紹介】

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは産業振興課・商工観光推進室の案件につきまして議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井産業振興課長 それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして説明を申し上げたいと思います。それぞれ係長より説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 それでは補正予算の22ページをご覧いただきたいと思います。6款の農林水産業費の補正でございます。中ほどになりますけれども、0610 農業振興費をご覧ください。この中の給与、職員手当、共済費等は総務課の関係になります。最後のところですね、負担金補助及び交付金の交付金の補正でございます。強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金ということで、1,500万円を補正として計上させていただきました。理由といたしましてはこの事業自体はですね、国の補助事業でございます。本年度町内の水耕トマトを生産している農業法人でですね、ハウスの増棟工事を行いたいということで、国の方に事業要望をいたしましたところ、6月11日付で県から交付の内示がございました。今年度ハウスの増棟工事を行うということで国の方から県を通じて1,500万円の補助

が受けられるということになりましたのでトンネル補助という形でございますけれども計上をさせていただきます。それから次の0613 農業青少年センター管理費でございます。工事請負費でございますけれども、松島春日町にあります町の農業青少年センターの解体工事を行うところでございますけれども昨年度末に急遽行いましたアスベスト、建材等の含有されていないかという分析調査をかけましたところ、やはり含有されている建材等があったということですので、その対策、配石面等の対策処理、処理工事が増額となる関係でここで568万円を補正で増額させていただくというものでございます。すみません、先に戻りますけれども強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金でございますが、全額国の補助ということでございまして歳入の方はですね、10ページの方になりますけれども、17款の県支出金、農林水産業費の県補助金として受ける予定でございます。また、農業青少年センターの解体工事につきましても歳入の12ページのところになりますけれども、23款の町債ということで農業施設除却事業債ということで990万円を充てるということになっております。農業施設除却事業債につきましては、さらに遡って5ページの方をご覧くださいましてですね、地方債の補正ということで追加としまして990万円を載せてございます。私の関係は以上となります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 22ページでございます。みそ部会場賃借料でございます。こちらにつきましては一般質問の中でもございましたけれども、農ある暮らしを楽しむ部活動みそ部というものを今年から始めておりますけれども、そのみそ部の皆さんが実際にお味噌づくりをするための作業場、それから雨天時の会場、それから座学の会場、もしくは味噌づくりのための作業前後の休憩ですとか、食事のための場所として必要な会場を古民家を上古田区に明治27年建ての古民家をお借りする話ができまして、そちらの賃借料を計上をさせていただきます。このことに関しまして先ほどの総務課の方の補正の中でですね、建物共済の関係の保険料が0232の事務事業コードであったかと思っておりますけれどもそちらとセットになっているものでございます。

○木村耕地林務係長 引き続きまして23ページをお願いいたします。0640、0660、0680、24ページの0701につきましては人件費等ですので総務課となります。23ページにお戻りいただきまして二つ目、0641町単独土地改良事業債でございます。県営かんがい排水事業西天竜地区負担金の増ということで157万2,000円ですが、こちらにつきましては西天竜の本川の隧道の事業を県で行っております。国からの内示等によりまして当初より若干事業が進むことができるということで箕輪町の割合32.36%の部分で、そのうち12.5%が町、改良区が12.5%という負担割合がございましてその関係で増えるものでございます。こちらの本年度の総事業費は約1億が県の方でやることになっております。

○高橋商工観光室長 ページおめくりいただきまして24ページをご覧ください。07款の商工費でございます。0701一般職員の異動に伴うものの給与ということで総務課人事の方の管轄となっておりますのでよろしくお願ひします。

○三井産業振興課長 以上になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 22ページ、強い農業・担い手づくり交付金ですけれど、水耕トマトハウスの増棟ということでこれはどういう方がどのような、増棟というからには今までかなりやられてる方ということでいいのか、ちょっと内容というかどうかというのをご説明いただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 具体的に申しますと沢上、大規模農道沿いでトマトの栽培を行っておられます信州トマト工房になります。今 1,500㎡ほどのハウスになるんですけれども、この増棟するハウスにつきましては場所はちょっと離れてしまうんですけれども、2,000㎡ほどのハウスを新たに整備をするという予定でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にはございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑終了いたします。それでは討論に入ります。討論のある方は。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論なしと認め採決いたします。議案第8号 産業振興課、商工観光推進室に係わる案件につきまして異議のないものと認め可決いたしますことに決定いたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

④企画振興課・みのわの魅力発信室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは企画振興課、みのわの魅力発信室に係わる案件を議題といたします。議案第8号、補正ですね。それでは課長お願いいたします。毛利課長

○毛利企画振興課長 議案第8号 令和元年度の箕輪町一般会計補正予算(第1号)でございます。企画振興課に関する部分につきましてそれぞれ歳入から歳出、ページを追いながらそれぞれの担当の係長から説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮財政係長 それでは5ページをご覧ください。第2表 地方債の補正でございます。農業施設除却事業債ということで990万円を追加するものです。こちらは農業青少年センター解体事業に対し借入を予定するものでございます。それでは続いて歳入歳出予算の補正をご説明いたします。まず歳入から説明をいたします。8ページをご覧ください。2款の地方譲与税でございます。地方譲与税の森林環境譲与税の本年度収入見込額である290万円を計上いたしました。こちらにつきましては当初予算の編成時は剰余額等詳細が不明で

あったため未計上でございましたが、ここで剰余額の目安が示されましたので計上するものであります。用途につきましては35ページを後ほどご覧いただけたらと思います。

○小笠原まちづくり政策係長 続きまして9ページをご覧ください。9ページ16款 国庫支出金2項の2目になりますけれども2の総務費補助金としまして、08プレミアム付商品券事務費補助金になります。こちら後ほど歳出で説明いたしますけれども、プレミアム付商品券事業費の補助金として717万5,000円計上しております。

○清水若者・女性活躍推進係長 それでは続きまして10ページの17款 県支出金をご覧ください。02の総務費県補助金になります。総務管理費補助金ということで男女共同参画費73万2,000円、企画費72万円になっております。こちらにつきましては県の元気づくり支援金を申請をしまして採択が4月に決定いたしましたのでここで補正をするものです。

○小笠原まちづくり政策係長 続きまして11ページをお願いいたします。22款 諸収入の雑入になりますけれども9節 雇用保険料本人負担分です。こちらはプレミアム付商品券事業に係る非常勤職員の雇用保険料本人負担分となります。

○柴宮財政係長 続きまして12ページをお願いします。23款 町債ですがこちら農業施設除却事業債として990万円を追加するものであります。内容につきましては第2表 地方債の補正で説明申し上げたとおりです。

○小笠原まちづくり政策係長 続いて14ページをお願いをいたします。歳出になります。0235 企画費です。企画費のうち節2、3、4につきましては人事異動に伴う職員の給料、手当、共済費の減となっております。続いて11 需用費ですけれどもこちら印刷製本費といたしまして、町長への手紙のチラシの印刷に10万円を計上してございます。こちらは1万2,000枚印刷をする予定でございます。続いて12 役務費、通信運搬費になりますけれども、こちらは町長への手紙の郵券料ということで料金後納のはがきをチラシに印刷しますので、そちらの返信用の郵券料となっております。続いて13 委託料になります。こちら町長への手紙の意見入力業務の委託料ということで、概ね500通ほど予定をしておりますけれども文書で来たものですとかそういったものについて入力業務を外部へ委託するものでございます。続きまして0238 プレミアム付商品券事業になりますけれども、こちら事前にお渡したまらず資料の方をご覧をいただきたいと思っております。事前に事務局からお渡しいただきましたけれども、A41枚プレミアム付商品券事業についてをご覧いただきたいと思っております。事業の概要につきましては消費税増税に伴いまして低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としまして実施をいたします。こちらの事業費につきましては国が全額補助となっております。購入対象者につきましては(1)としまして2019年度住民税非課税者です。こちら3,800人を見込んでおります。また(2)といたしまして2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主、約700人を見込んでおります。制度概要につきましてはですが、購入限度額につきましては対象者1人につき2万5,000円の商品券を2万円で販売するという形になっています。ですのでプレミアムの補助額については5,000

円となります。最大4,500人が購入した場合については販売総額としまして1億1,250万円を予定をしております。商品券の販売期間につきましては、9月20日から来年の2月21日を予定をしております。販売場所につきましては役場の窓口と今郵便局での委託販売について調整をしております。こちら商品券の使用期間につきましては10月1日から来年の2月29日を予定をしております。また、商品券の取扱事業者につきましては町内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等の事業者で、こちらについては公募とあと商工会を通じて案内をさせていただき予定でございます。補正予算書の方にお戻りいただきまして14ページの下になります。0238 プレミアム付商品券事業費になりますけれども、まず1節 報酬ですけれどもこちらは非常勤職員の報酬ということで7月から3月の雇用の予定でございます。03 職員手当につきましては一般職の職員時間外勤務手当等ということでこちらは商品券の販売等も夜間また休日の特設窓口等も予定しておりますので、そういった部分の手当になります。4の共済費になりますけれども、こちらは非常勤職員の社会保険料、雇用保険料になります。9の旅費につきましては、こちら費用非常勤職員の費用弁償いわゆる通勤の部分に係る費用になります。続いて11の需用費ですけれども、01の消耗品費といたしましてこちらは今回の引換券等に偽造防止用紙等を用いるということでそういった消耗品に係る費用を計上しております。続いて4の印刷製本費ですけれども、こちらは送付用の封筒ですとか、店舗に貼るポスターですとか、対象者に配付するチラシ、また商品券につきましては今回最大2万2,500冊を印刷を予定しておりますのでそちらの方の費用を計上しております。続いて12の役務費ですが、通信運搬費につきましてはこの事業に係る郵券料について計上しております。続いて広告料につきましては取扱店の募集等に係る新聞広告料を計上しております。続いて13の委託料になります。こちらにつきましては、まず店舗取扱事務委託料ということでこちら商工会の方に予定をしておりますけれども、店舗の取り扱いの周知等についてお願いする部分になっております。また次の商品券代理販売委託料につきましては、郵便局の方に商品券の代理販売に係る費用を計上しております。続きまして広報誌制作・発送業務委託料につきましては、こちらも広報の方に掲載するに当たりましてここに係る費用を一部充当するという形で計上をしております。続いて19の負担金になりますけれども、こちらはシステム改修に係る費用について上伊那広域連合の負担金として計上しております。

○柴宮財政係長 続きまして31ページをご覧ください。14款の予備費でございますが、予備費ですが歳入歳出を調整いたしまして369万7,000円減額するものでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上ですか。細部説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 質問は8ページの歳入項目地方譲与税、森林環境譲与税の支給の目安が明らかになったというものですが、目安になっているものついて教えてください。

○柴宮財政係長 森林環境譲与税の金額算出のための目安でございますが、こちらがです

令和元年6月定例会総務産業常任委員会審査

ね、私有林の人工林面積が全体の割合の50%、林業就業者数が20%、人口が30%という割合で算出されておりました、当町におきましては私有林人工林面積が1,359ha、林業就業者が9人、人口が2万5,241人というものから算出されております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。金澤委員

○9番 金澤委員 プレミアム商品券の代理販売委託料の11万8,000円はこれ比率か何かでパーセンテージがあるんですか。あるいは基本料として幾らとか幾らに対して何%くらいのか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小笠原まちづくり政策係長 こちらにつきましては1セット当たり59円ということで一応こちらの方全国の郵便局で統一してということで算出しておりますのでそちらに基づいて算定しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第8号 企画振興課、みのわの魅力発信室に係るものに原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは異議ないものとして認め可決すべきと決定いたします。本会議でその旨を報告いたします。

それでは議案第14号の細部説明お願いいたします。課長

○毛利企画振興課長 それでは議案第14号 伊那市との伊那地域定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして説明を申し上げます。説明につきましては、まちづくり政策係長から説明をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○小笠原まちづくり政策係長 では議案をご覧いただきたいと思っておりますけれども、こちらにつきましては定住自立圏構想平成27年に制定をされておりますけれどもそちらの変更になります。議案の3ページをお願いをしたいと思っております。今回2項目追加となっております、まず1項目としまして産業振興に係わる分としまして圏域内の農林業、商工業、観光等産業全体における事業者の設備投資、起業、立地及び雇用を促すため市町村相互に情報交換等連携し、ふるさと融資や助成制度の周知及び利用促進並びに必要な支援を行う部分が追加となっております。この中にございますふるさと融資につきましてはですが、こちらは対象事業としまして地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で雇用の増加等が見込める事業につきまして、ふるさと融資という形で町の方がいわゆる起債を借り入れてましてそちらを民間事業所に融資する場合なんですけれども、こちら通常ですと35%、事

業費の35%が上限でありますけれども定住自立圏に係わる事業につきましては45%に引き上げが可能ということで、そちらの方を今回追加をしております。続きまして4ページをお願いいたします。地域公共交通の一番下になりますけれども、AI最適運行・自動配車サービス（ドアツードア乗合タクシー）の導入について追加となっております。こちらにつきましては今年の3月に伊那市の高遠町地区、また長谷地区で一応試験運行という形で行っております、これから実験結果の検証等行った上で今後箕輪町、南箕輪村も含めて導入するかどうかについて検討を進めていくところでございます。今回この2件が追加となっております。説明は以上でお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。それではこれより質疑をある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければ討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認め、それでは採決いたします。議案第14号 伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

⑤建設課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは建設課に係わる案件を議題といたします。議案第8号でよろしいですね。それでは議案第8号の補正、細部説明を求めます。唐澤課長

○唐澤建設課長 それでは議案第8号の一般会計補正予算（第1号）建設課に係わる部分を説明させていただきます。補正予算書、ページは25ページをお開きください。今回は建設課の分についてはこの25ページの8款の土木費、それから26ページに一部起債があります。ここの部分のみでございます。またこの一番上0801土木総務費のところ見ていただきたいんですが、給料手当共済費がありますけれどもこれにつきましては総務課の関係、人件費でございますので説明の方は割愛させていただきます。それでは0801の19の負担金補助及び交付金、ここから説明させていただきます。なお、説明につきましては根橋係長に行わせますのでよろしくお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 それではまず25ページのところにあります8款の1項の1目0801の土木総務費になります。こちらの中の19節 負担金補助及び交付金、こちらの中の01

令和元年6月定例会総務産業常任委員会審査

の負担金といたしまして上伊那土木関係3団体の会費としまして20万円の増額するものです。こちら通常ですと予算よりも前に会費の提示が行われるわけなのですが、今年県事業の関係で精算が少し遅くなったということで、事務局の方で各役場の当初予算の方に間に合っただけだったということで当初予算後に3団体の会費が提示されましたのでそのため結果として20万円不足するということでの増額要望となります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤建設工事係長 続きになります。02項03目事務事業0833防災・安全社会資本整備総合交付金事業費でございます。こちら国からの補助金を受けて橋梁、橋ですね、橋の補修を行う事業になっております。当初予定していた一の坪橋、公園橋の2箇所の設計業務委託を平成30年度からの繰越予算で前倒実施しているため一の坪橋の補修工事が今年度に行えるよう委託料2,000万を減額し工事費2,000万円を増額する組替でございます。一の坪橋につきましては沢水系食堂とごわから小河内方面に向かいます農免道路、町道760号線になりますけれどもそこにかかる橋でございます。その下になりますけれども、事務事業0840都市計画総務費でございますけれども、こちら人も人件費に係わるものですので総務課一括でお願いいたします。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 以上ですか。それでは細部説明終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第8号 建設課に係わるありますが決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め可決すべきと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【建設課 終了】

⑥水道課

○11番 荻原総務産業常任委員長 水道課に係わる案件を議題といたします。議案第5号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定について、それでは細部説明を求めます。

田中課長

○田中水道課長 それでは議案第5号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例の制定について係長の方から説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 それでは議案第5号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。こちらの議案第5号の提案理由でございます。

この条例は令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が変更となる見込みであることから、これに対応する所要の改正を行うものでございます。具体的には一番下から4行目のところを見ていただきたいと思います。第21条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課されるべき地方消費税額に相当する額を加算した」に改めるということでございます。具体的に今までは100分の105とか108と具体的な税率の数字を記載をしていたものでございます。今般10月1日から消費税が10%に上がる見込みであるということから税率が上がるたびにこういった条例改正を行うものではなく、消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課されるべき地方消費税額といったことに改めさせていただきまして、今後税率が変更があったとしてもその都度条例改正をせずにできるようにするための改正でございます。2ページ目をおめくりいただきましてこちらが箕輪町下水道条例の新旧対照表となっているところでございます。左側が現行の条例、右側が改正案でございます。具体的に先ほどご説明させていただきまして100分の108を乗じて得た、下線部のあるところでございます。こちらの部分を右側の改正案の下線部、消費税額及びから加算した額に改めるものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは細部説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑を終了いたします。討論に入ります。討論のある方は。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第5号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

それでは議案第6号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をお願いいたします。課長

○田中水道課長 議案第6号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について係長の方から説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 それでは議案第6号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をお願いいたします。先ほどの第5号の下水道条例の方は、公共下水道の使用料金に係るものの税率改正でございます。今度の第6号につきましては、農業集落排水の通称農集排と言われている下水道農集排事

令和元年6月定例会総務産業常任委員会審査

業の使用料に係る税率改正の条例制定でございます。提案理由でございます。この条例は令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が変更となる見込みであることから、これに対応するため、所要の改正を行うものでございます。こちらも下から4行目のところをご覧いただきたいと思っております。第17条中「100分の108を乗じて得た」を「消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課されるべき地方消費税額に相当する額を加算した」に改めると。内容につきましては2ページに新旧対照表がございますけれども、先ほど議案第5号のところでご説明させていただいた内容と全く同様でございますので割愛をさせていただきます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了いたします。討論に入ります。討論あります方は。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第6号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

続きまして議案第7号 箕輪町町営水道条例の一部を改正する条例制定について細部説明を求めます。田中課長

○田中水道課長 それでは議案第7号 箕輪町町営水道条例の一部を改正する条例制定につきまして係長から説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 永井係長

○永井水道管理係長 それでは議案第7号 箕輪町町営水道条例の一部を改正する条例制定について細部説明を行います。こちらも水道使用料金の消費税率の改定に伴う条例の改正でございます。提案理由でございます。この条例は令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が変更となる見込みであることからこれに対応するため所要の改正を行うものです。こちらも下から4行目のところをご覧いただきたいと思っております。第22条第1項中100分の108を乗じて得た消費税額及び当該消費税額を課税標準額として課されるべき地方消費税額に相当する額を加算したに改めると。2ページおめくりいただきますと、水道条例の新旧対照表が載っております。こちらも左が現行、右が改正案ということで先ほどの議案第5号、第6号と同じに表現になっておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。何かあ

りましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑終了し、討論に入ります。討論のある方は。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第7号箕輪町町営水道条例の一部を改正する条例制定について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告します。

続きまして議案第12号 令和元年箕輪町下水道事業会計補正予算(第1号)について細部説明を求めます。田中課長

○田中水道課長 それでは議案第12号 箕輪町下水道事業会計補正予算につきまして係長から説明させます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○永井水道管理係長 それでは議案第12号 下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明をさせていただきます。それでは議案の1ページをご覧いただきたいと思います。まず第1条でございますけれども、なお書き以降のところでございます。「平成31年度予算全体における元号の表示については「令和」に統一するものとする」とありますので、元号が5月1日以後改正されたことに伴いまして31年度予算の全体は令和元年度ということになりますのでどうぞご了承いただきたいと思います。今回、議案第12号で下水道の補正をする内容でございますけれども平成31年度当初予算におきまして農業集落排水処理場機能強化対策事業、具体的には農集北小河内の処理場の対策事業といたしまして平成31年、平成32年、令和元年、令和2年の2年間で1億7,800万円の債務負担行為を議決いただいた案件につきまして初年度、平成31年度、令和元年度の国庫補助金の内示額が当初予算額よりも増額されたことによりまして2年間で行うべき事業費は変わりませんけれども、初年度で行う事業が増額することによる補正を行うものでございます。1ページご覧いただきまして第2条でございます。予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正すると。(3) 主要な建設改良事業(ア) 施設整備事業、既決予定額1億8,251万1,000円、補正予定額1,995万円、計2億246万1,000円でございます。第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正すると。収入額第1款 資本的収入、既決予定額6億2,523万1,000円、補正予定額1,995万円、計6億4,518万1,000円となっております。その1,995万円の補正の内訳でございます。第1項 企業債、既決予定額3億2,580万円、補正予定額1,000万円、計3億3,580万円。第6項 国庫補助金、既決予定額7,195万円、補正予定額995万円、計8,190万円。支出第1款 資本的支出、既決予定額9億8,614万3,000円、補正予定額1,995万円、計10億609万3,000円。第1項 建設改良

費1億9,452万6,000円、補正予定額1,995万円、計2億1,447万6,000円でございます。具体的な詳細につきましては統括係長の清水の方からご説明させていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 清水係長

○清水水道課統括係長 補正予算書のページでいきますと3ページをご覧いただきたいと思いますが、3ページのところに予算の実施計画明細書がございます。資本的収入及び支出のところでございますが、先ほど永井係長の方からご説明いたしましたように、収入では企業債と国庫補助金の増額になっております。支出の方では施設整備事業の中の委託料40万円と工事請負費1,955万円ということでございます。内容につきましては先ほど永井係長の方からもご説明いたしましたように令和元年、令和2年までかけてですね、2年間で北小河内の処理場のいわゆる機能強化事業ということで紡織工事がほぼ、ほとんどになるわけですけれども一部機械設備工事の配管機器類の撤去また（聴取不能）含んでおります。この事業を国の方から各都道府県へ国費の配分があるわけですけれども、この事業そのものが機能強化事業は既に箕輪町においても5年ほど前から手を挙げていてようやく採択になってきたものでございまして、長野県下の中でも大体多くて3箇所、少ないときは1箇所のみの実施というような補助事業でございます。したがってどこかの、今回の場合は3箇所くらいある中のどこかで自主的に工事が何らかの理由によりあまり進まないというような状況が出れば他の地区へのいわゆる配分が増えてくるというようなこともございまして、箕輪町の方にも打診がございました。2年間でやる事業でございますので、できるだけ前倒しで前年度で施工をできるだけした方が得策でもあるし、効果的でもあるということから今回この補助金の受入をして前倒しをしてなるべく早く施工できるところはしていきたいということで、令和2年度においての債務負担分をなるべく少なくしたいというようなことで今回補正をお願いするものでございます。なお、当初で計画していたものより当然国費がついてくると対応する事業費、補助率2分の1ですので事業費としては2倍になるわけですけれども、事業費が増加すればいわゆる工事の施工工程と施工量の関係でいわゆる年度末に繰り越すという予算の繰越を伴うということも先に見えてはいます。いますが、繰越をしてもですね、2カ年のうちの前年度でなるべく事業費を得た中で先行したいということで今回この金額で委託料若干と工事請負費がほとんどですが、補正をお願いをするものがございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 二つ質問ですけど、この下水道事業会計ってこの素朴な質問なんですけど、どちらに施設があるんですかっていうこと。どちらに施設があるもののかを言ってるのかよく分からないんですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 施設。

○10番 中澤委員 はい。

○11番 荻原総務産業常任委員長 清水係長

○清水水道課統括係長 施設がどこにあるかというご質問ですので、下水道事業会計そのものについては先ほど永井係長の方から説明いたしましたように会計そのものの中がいわゆる3つのセグメントに分かれています。公共下水道とそれから特別環境公共下水道、特別環境保全公共下水道、それから農業集落排水事業のこの3つにセグメントが分かれています。それをまとめて一つの公共下水道事業ということで事業会計を持っています。まず公共下水道と特別環境保全公共下水道、短縮して特環公共下水道と言いますが、エリアとして箕輪町の市街地部分、木下、松島、それから特環で沢、大出、八乙女、下古田まで含めてですが、それと農業集落排水事業で整備したところから事業統合によりまして公共下水道に編入した平成29年度末に統合したところがございます。それが西部中処理区と農集の西部南処理区、これは中は上古田、中原、西部南は富田、中曽根ですのでそこらを組んだ所を公共下水と特環の公共下水ということで処理区をもって処理場が三日町田中城、綿半スーパーセンターのちょっと手前の天竜寄りの所なんです。みのお浄水苑という処理場で処理をしております。それが公共と特環、それからもう一つのセグメントであります農業集落排水事業につきましては天竜川の左岸、いわゆる東側なんです。北小河内区それから南小河内区、長岡区、それから福与区と三日町区を合わせたこれは東部の処理場と呼んでますが、南小河内、北小河内、長岡と東部の4つの処理場を持っております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第12号 令和元年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第1号)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

【水道課 終了】

⑦会計課

○11番 荻原総務産業常任委員長 議案第8号 会計課に関する議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤会計管理者兼会計課長 議案書ですけれども、箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。補正予算書の13ページになります。歳出ですが、会計課につきましては0231共済費の増になります。こちらの方は人件費のみとなっておりますの

でよろしくお願いたします。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明がありました。質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第8号 令和元年箕輪町一般会計補正予算(第1号)について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【会計課 終了】

⑧議会事務局・監査委員事務局

○11番 荻原総務産業常任委員長 最後ですけれども議会、監査委員事務局の係わる案件を議題といたします。議案第8号 議会、監査委員事務局、令和箕輪町一般会計補正予算(第1号)について細部説明を求めます。事務局長

○田中議会事務局長 それでは議案第8号 一般会計の補正予算でございます。議会並びに監査委員の関係でございますが、議会費につきましては補正でございません。監査委員費につきましては16ページになります。16ページ17ページになりますが監査委員費の共済費、一般職の職員共済費の増6,000円ということで、こちら総務課の人事の方での補正となりますのでそれ以外の補正はないということでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方は。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第8号議会、監査委員事務局の案件につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議ないものと認め可決すべきものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

【議会事務局・監査委員事務局 終了】

⑨番 請願・陳情

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは陳情についての審査を始めます。委員会の採決は全て過半数採決ですが、委員長に票決権はありません。可否同数3対3のときに委員長は決定することになります。現状の原則から議会の採決は委員会を含めて積極賛成過半数の原則で行われますので賛成の数を確認する方法になります。したがって、採決の結果は賛成多数、賛成少数という形になります。会期中に議論を尽くし方向を定めてもらうのは（聴取不能）ですが、賛否が拮抗してる場合は（聴取不能）ために継続審査とするのも一つの方法です。継続審査は動議として提案されるべきもので、賛否の採決と一緒にせず継続審査だけ採決を行うものです。新しい（聴取不能）になりますのでそのような形でもよろしくお願いたします。それでは陳情文章を事務局長より朗読をお願いいたします。

事務局長

○田中議会事務局次長 それでは陳情等文書表をご覧になっていただきたいと思います。それではこの資料に基づきまして次長の方から朗読をいたしますのでよろしくお願いたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 次長

○小松議会事務局次長 陳情4号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。ここで私の方から提案をさせていただきます。4号、6号がですね、陳情項目が非常に似ております。これ一括で審議をしたいと思っておりますけれども、これについて何かご意見ございますか。全く一緒だね。陳情項目についてはだからどうしてもということになればそれはもちろんあれですけど、よろしいですかね。それでは受理番号4号、6号を一括審議をしたいと思っております。すみませんが6号につきましても朗読をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 陳情6号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。それでは陳情4号、6号に対して皆様方からご意見、質疑を求めます。質疑のある方は挙手を願います。金澤委員

○9番 金澤委員 陳情者がいないもんで質問たつて質問に回答がないわけだね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 回答はないです。

○9番 金澤委員 だから特に質問することないけど、4と6を比べると6の方が4番だけが抜けてるんだよね。民主主義の2つの大原則に反する。これをわざわざ意図的に抜ける意図がどっかにあるのかどうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 今の金澤委員の質問というか疑問を私なりにこう、私もちょっとそこが一つ何でかなというところで気になってたんですけど、沖縄、その抜けてるところ、民主主義の二つの大原則に反するというところの沖縄に要らない基地は全国のどこにも要ら

ないという主張についての否定的な部分ということで、こういわゆる左寄りの方の主張も一部かなり厳しく見ているところを柔軟にするために多分この部分を抜いたのかなという私は印象を受けました。というぐらいですかね。いわゆるこの反基地的な主張をする組織の中にはやっぱり沖縄に要らない基地、沖縄に要らないんだからどこにも要らないよ、微塵も要らないよっていう主張を退けるために多分これは入ってるんだと思うんですそれも、それも民主主義じゃないよということを4番の陳情は言ってるんだと思うんですけど、そうするとハードルが高くなるので6番の陳情についてはそこを抜いてきたのかなという印象を受けました。すみません、わかりづらくて。個人的な私の思いですけども、私は個人的にこの陳情については概ね理解をしますし、あれだけの手続を踏んで民意が示されてきたので今回の陳情の趣旨というものについては概ね多くの方が理解をできる問題じゃないかなというふうに私は思うんですけど、思います。

○11番 萩原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 これ両方見てみると全国自治体で負担すべきだとか、国民全体で分かち合うべきだとか、縮小に向けて努力する、一番弱いところついでるなどは思ってます。ただ、結論を言っちゃうと確かにそう思うんですけど、これは安全保障の問題なんで地方でやるべきことかどうかというのはちょっと疑問だなっていう気がします。確かに言ってることは一番ついでるからあんまり反論できないようなとか、出しときながらちょっと引いてくるとかそういう出し方してるかなっていう気がします。ただ、先ほど言ったようにこれは気持ちは分かるけど国政の問題かなというところがあります。

○11番 萩原総務産業常任委員長 それではそれぞれの皆さん方から一人ずつご意見をいただきたいと思います。なければなくて結構です。それでは1番 伊藤委員よりお願いします。

○1番 伊藤委員 この安全保障という問題というのはね、全国的に全国が考えなきゃいけない問題であって日本全体の問題であるわけです。今木村さんが言われたように、私もそういう面では確かについてる分は（聴取不能）し、当然今の問題の中では7割の方が反対したという的なことを考えてみれば、地元にしてみれば確かにそういうこともあるかと思う。ただ、国を守るためのことに（聴取不能）くると国としてはやはりそういう部分では必要なものではあるという部分でもあるということであって、やはりこの地方であまりそのことを論議するという的な部分ではちょっと遠いような気がしますので私としては今のところ即反対とか賛成とかというのは答えることはまずいんじゃないかと思っております。

○11番 萩原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 私もそう思います。伊藤委員、木村委員と同等の考えですが、これ、ほぼこれと似たような陳情というのは過去に何回も出てるんですか。今回初めてですか。

○11番 萩原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局 基地建設に関する陳情は幾つかあったかと思えます。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。よろしいですか。
- 9番 金澤委員 私は個人の意見として町議会のレベルでここに言及するにはまだ今の段階で必要ないと思います。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員
- 3番 青木委員 そうだね、地方公共団体の組織だとか運営に関する部分ならこれは議会で討論してもいいと思うんですけども、やはりそれをどういうふうにもってかかっていうことですけど、安全保障をね、議論というのは十人十色なんでそこは特にイデオロギーが絡む議論は1ヶ月かけてもこれはね、まとまらないと思うんですよ、こういう問題はね。ですから私は地方の運営に係わることでなければここは必要ないなと思います。意見いろいろありますよ。あるけど。以上です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤千夏志委員
- 10番 中澤委員 私の意見は安全保障の問題という切り口ですけど、
- 11番 荻原総務産業常任委員長 マイクに近づけてもらえますか。
- 10番 中澤委員 安全保障という切り口ですが、要するに憲法に違反しているということと指摘しているということと、地方自治の決めていることを無視しているってということについて要するにどう捉えるのかってということだと思っています。なので要するに沖縄の住民投票や何やで決めていることに国政が耳を傾けないということに対して怒ってるわけなので、やっぱりその地方自治で決めていることを無視する政府との対応に（聴取不能）をするのは地方行政として当たり前ではないかなというのは私は思うんでさっき言っていた4番削除も含めてどちらも賛成です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれの皆さん方からご意見をいただきました。ここで私の方からですね、この陳情再案に対する採決の方法を原則的に述べさせていただきます。まず原則的に請願・陳情の採決は採択、不採択のどちらかでありまして。趣旨採択、一部採択は提出者の意向を考慮して便宜的に行っているもので、意見書の提出はございません。また、採決する場合に結果が拮抗されることが予想される場合は、あらかじめ挙手採決の前に挙手をされない方は採択に賛成とみなすということで採決をさせていただきます。全員が採択に賛成とは限らないため、採択の賛成に挙手を求めることはいたしません。また、同数とみなされた場合には条例等の審査において現状の原則から中であるが、請願陳情においては委員長の判断といたします。以上です。それでは。討論の前に。
- 2番 岡田委員 もうあれですか。質疑というか終わり。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 いや、いいですよ。あれば。
- 2番 岡田委員 申し訳ない。国の防衛問題に一地方議会に係わるべきではないという意見をこれまでもたくさんあった意見だというふうに思います。沖縄の問題を考えると、私はそうも言っていられないなというふうに思っていて、実際問題沖縄で起きている事故、事件というものがあまりにも住民生活と結びついたところで起きているということがまず一つと、それによっていわゆる私たちが普通にあまねくすべての人が享受している

基本的人権もそうですし、幸福追求権もそうですし、居住の自由というものも全て、全てと言ってはなんですがかなりの制限を受けて生活せざるを得ないという状況もありますし、本当に私も去年の夏に久しぶりに沖縄に行きましたけども、今回の議会でもオスプレイの問題取り上げましたが、本当に町の中の上空を数百 m という高さ、コードでちょっと高い丘を走ると目の前にオスプレイが飛んでるんですよ。そういう状況というのを国の防衛の問題だからといって片づけてしまっているのかということ是非常に疑問です。やっぱり地方自治っていうもの先ほど中澤委員もおっしゃいましたけども地方の地域の問題、住民の問題をやっぱり国に対しても意見を上げていくっていう請願権や陳情権というものをもっと私たちは重く受け止めて真摯に対応しなければいけないというふうに思っています、地域の皆さん、住民の皆さんが心配に思っていること、不安に思っていること、やめてほしいって思っていることを代弁して国に対しても意見をしていくというのは地方議員の重要な仕事だというふうに思っています。先ほど青木委員がおっしゃっていたそのイデオロギーの問題が含まれているからというふうにお話がありました。沖縄ではもうイデオロギーを通り越して圧倒的多数、7割を超える方々が右とか左とかではなくてもうやめてくれと言っていることもやっぱり、もうそれはイデオロギーの問題じゃないんだということを受け止めて私たちは同じ地方自治に係わる者として民主主義をやっぱり守るべきだということだったり、憲法を守るべきだということだったり、議会制民主主義というものを守るべきだということをしかりと国に対して同じ立場で意見を言うべきだというふうに思いますので、先ほど来お話のあったこれは国の事項だからということで議論を避けたり結論を避けたりするのではなくて、しかりと結論を、結論というか議論をして結論を出していくべきだというふうに思います。それが私が皆さんのご意見をお聞きして思った感想です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に質疑ございますか。

○3番 青木委員 今岡田さんの言うとおりの、全くそう。私もそう、個人的にはね。ですけど、ちょっとこれ入れちゃいけない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 住民の生活から言えば私も岡田さんの言うとおりでと思います。なぜ私が言うかという、やっぱり今安全保障というのは次元が違うんですよ。例えば私も辺野古へ実際にもう3度も行ってらるんですよ。一昨日、女房と行って見てきて実際に中まで見れなんだけど塀があったり、そういうことで沖縄に私も3度ばかり行ってらるけど住民の皆さんのそれはそのとおりで思ってます。ですけど、例えば沖縄に何故基地があるかということはこれは安全保障が今世界的に見てもやっぱり国として守ってく上であそこに基地があるということは私の見解じゃなくて政府がそう思ってやっているわけですよ。ここは安全保障だから我々がそこを良いとか悪いとか言うレベルのことはそこは司法にお任せでもいいと思うんですよ。安全保障で結論を出すっていうことは我々の民意はそれぞれお互いに100人いればさっき言った十色で考えあるけど、例えば住民がヘリコプター墜落

したりとか、あるいは沖縄でいろいろ事件が起こって交通事故があり、婦女暴行もいろいろありますよね。それは米軍の基地があるからそれはそういう原因でなっている。けど、その次元と沖縄に基地があって辺野古に移させざるを得ないという次元は全く違う次元だと私は思ってます。ですから住民の真意でいくと、私もそのとおり、沖縄県民に心を添えていろいろ援助なりやりたいんだけど、ここの分はそれでいいと思いますよ。けど辺野古に基地を今言うようにこれは辺野古へ移るのが辺野古も反対だよ、普天間の反対だよという趣旨だからそこは安全保障のレベルになっちゃうとちょっと我々がいろいろああだ、こうだ言う次元のレベルとは違うんじゃないのということを言いたいですよ。だから例えば岡田さんの言ったようにそれは十分わかるよ、私も、個人的には。でもここで箕輪町議会としてそれは採択の方向へ持っていってもだよ、ちょっとそれは違うなと思う、次元が。ということでもいいですかね。私はそう思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 今回の軍事的な背景があって沖縄に置かざるを得ないというお話に対する反論が多分この資料の7ページにあるんだと思います。その軍事的な理由ではなくて政治的な理由で書いて列記してあるということだというふうに思います。現地も見ていただいているということでご理解もいただけるとと思いますし、本当に辺野古が返還されるということについてはもう日米の合意であって、ただ普天間についてはあそこじゃなきゃいけないという理由は米軍には何もない。日本の政府側があそこに決めてしまったということなのでそこについてはやっぱり現地の方やもしくはアメリカ側の主張とも多分認識が一致しないんじゃないかなというふうに思います。すみません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれ皆様方からご意見が出ましたけれども、討論に移りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではこれより討論に移ります。討論のある方挙手をお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 私は今回の陳情については概ね賛同できると思いますが、先ほど木村委員も触れましたが、沖縄以外の全国のすべての自治体が等しく候補地として受け入れるべきだという点についてはいささか異論があります。そもそもこの基地自体が日本の防衛のためでもなく、アメリカの戦略的な問題で日本に基地が置かれているということから見ると、そもそも全ての自治体が負担しなければいけないというふうには思わないので陳情の趣旨は理解できるのでできれば趣旨採択という立場で私は採決に臨みたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今岡田委員の方から趣旨採択ということでご意見が出ました。これに対して討論ございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 私もさっき言ったことに加えると、この請願の中身は国民的議論をしてくれということを求めているので、否定することは全然ないんじゃないかと思います。要するに沖縄で決めた民主的な手続をしているのに地方自治で決めていることを国が捻じ

曲げようとしています。それを何とかみんな全国のテーブルにのせて国民的議論をしてくれと要請していることなので私は全然問題ないしなんとというの、要するに全面的に支持をしたい。当たり前の議論だと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加される方お出でになりますか。金澤委員

○9番 金澤委員 議会の席っていうのはあれですよね、箕輪町議会としてこの陳情を受理するかどうかということですね。中身に賛同するかどうかというのはまた別の（聴取不能）でいいわけですかね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 今のここに示された陳情については受理はされてるものです。箕輪町議会としてこういう陳情を採択すべきか、不採択すべきかっていう審議をしていただてるっていう場ですので受理はもう全て受けているということですのでよろしくお願いたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加される方。伊藤委員

○1番 伊藤委員 多分これ今回だけでなくこれまでどこのところでも、例えば採択、あるいはそういうようなのが出てくれば必ずまた9月あたりにこの陳情が出てくるんじゃないかと私は思うんですよ。この辺が。（聴取不能）ちょっと分からないんだけど、そんなことを考えるとまたこれ同じことを討論しなきゃならないようなことが起こる状態が起こってくると思う。決してすぐここでじゃあそれを判断してどっちかに決めろっていうことでもする必要も必ずなような気もするもんですからできれば周りの意見も聞く、要するに各議会でいろいろ話が出てくると思いますのでそういうことも聞くことも大事じゃないかと思しますので、9月までの継続っていうような形でもいいんじゃないかと私は思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 議連の人たちは承知してると思うんだけど、期限を過ぎてからもう一つの早く辺野古へつくってくれという陳情が出てるんですよ。これは9月議会で審議をすることになっています。当然つくるなっていう意見と早くつくってくれっていう意見だもんで相矛盾する二つの陳情ということになるんだよね。そこらを頭に入れた上で審議をしていただいた方がいいのかなというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 先ほども私言ったようにこういうあれはね、土俵、今相撲で言うと土俵に乗らない方がいいと思います。土俵に乗っちゃうとこれはね、100時間かけようが200時間かけようが際限ないと思いますよ。最終的に採択とってやってもいいんですけど、さっきも私言ったように一旦土俵に乗せちゃうとこれはね、明日の朝かけてもいいよ、やるなら。それくらい価値あるもんだと思ってますけど私はね。だけど土俵に乗った以上はそういうことまでやらないとお互いに納得しないと思うんですよ。ですから土俵に乗る前に方向付けをしてもらった方が私はいいと思います。言ってる意味分かりますか。お願いし

ます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではちょっと整理させていただきます。今岡田建二郎委員の方から趣旨採択というご意見も出ました。そして伊藤委員の方から継続というご意見も出ました。これについてありましたので青木委員お二人不採択ですがまずこのことについてですね、採決をする前に趣旨採択かどうかをまず継続か。継続審査ということで伊藤委員の方から出ました。これまずこのことについて皆様方にお諮りいたします。この件について継続審査にするという賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 2名、それでは継続審査については否決されました。次に趣旨採択という意見が出ました。岡田委員の方からです。このことについて趣旨採択ということに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 0ということで、それではこれについても否決させていただきます。それでは採択ということに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 採択は2人であります。この4号につきまして不採択といたします。それでは6号につきましてもみなしということで不採択ということにさせていただきます。

次に受理番号5番 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について事務局より朗読を求めます。局長

○田中議会事務局長 陳情第5号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは陳情第5号 新たな過疎対策法の制定に意見書の提出についてただいまより審議を求めます。審議のある方は挙手をお願いいたします。木村委員

○7番 木村委員 うちの場合は過疎はないんですけれどもこれは全国町村会なり長野県町村会の方から要請が出てるのでぜひ採択していただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 なければ質疑を終了して討論を行います。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論がありません。それでは採決をいたします。陳情第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について採択される方、挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。全員です。

続きましてそれでは意見書の朗読をお願いいたします。局長

○田中議会事務局長 ただいまお手元にお配りしました意見書案でございますが、この陳情の意見書の参考例文と見ていただきながらちょっとご覧になっていただければと思います。どこをどういうふうに構成したかというものが横の備考欄に記載をされてるということでございます。下段の内閣総理大臣以下、また何々県、何々議会議長というところを長野県上伊那郡箕輪町議会というふうに訂正をしてるものでございます。それでは本文について朗読をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。本文 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。これについてその他から何かあればお出しいただきます。よろしいですか。それでは今朗読された意見書を提出をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○2番 岡田委員 3段目ですかね、「過疎地域は国の国土の過半を占め」というところなんですけど、私はそこの辺をあんまり熟知していないんですが、やっぱりそういうもんなんですかね。もし補足の説明がもしあればお聞かせいただきたいと思っております。

○田中議会事務局長 すみません、そこまで確認はできておりません。ですのでそこも含めて文面についてはご検討いただければと思いますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員の方からそういった意見が出ましたけれども、このことについて皆さん方から何かご意見があればお伺いします。

○2番 岡田委員 意見書の案について私はもうこれでいいと思うんですが、この過疎地域の根拠というものが確実なものとして委員長、副委員長で確認をしていただいてもここが違えばここをちょっと書き直していただいて、そこ以外私これでいいと思うのでその辺を委員長、副委員長にお任せするというのでいかがですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 素朴なというか単純なやつなんですけど過疎地域っていう定義を我が町に当てはめたときに、箕輪町の住民居住域に対してこれの対象になる箕輪町の全体の住民居住域の中にこの過疎対策法で過疎というふうに当てはめられるところはどれだけあるのかっていう。

○7番 木村委員 ないです。

○9番 金澤委員 何もない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 どうもこれ市町村の過疎対策協議会から出してる文章だもんでちょっと文章みると恣意的な面があるんだよね。だからちょっと直した方がいいかもしれない。例えばだから過疎地域は国土の過半が本当に長野県でも過疎も全国に比べれば多いと思うけれども本当に過半数も占めてるのかっていうことね。確かに過疎対策法ということにはこのとおりでいいんだけど、今言うように文面を岡田さんの意見ですよ。岡田さんのここにこだわるならちょっと見直しを含めてもらった方がちょっと恣意的に見える、私が。この文章の出してる人が。本当に過半あるかという素朴な疑問だよ。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員
- 10番 中澤委員 提案ですけど、現行の要するに過疎対策法を継続してくれってことだもんで、例えば長野県で言ったら37村あるもんで要するに全国でいったらどれだけあるのって検索してそれが全面移行すればいいということじゃないでしょうかっていう、以上。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員
- 7番 木村委員 817町村です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 今それぞれご意見が出ました。ここの文言をどんなふうに変えたらいいかということで岡田委員の方から正副でとかいう話がありますけれども、ここだけ変えるだけならえらいそんなに正副じゃなくても。今817ということでこれが過半という。岡田委員
- 2番 岡田委員 たぶん過疎地域が国土の過半を占めるというのは多分面積だと思うので自治体の数じゃないと思うんですよね。
- 3番 青木委員 面積ならね、国土何十パーセントが森林だからほとんど市町村が全部ね、やってるから面積ならもう過半を占めていますよ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ある一面間違っていないってことも。
- 3番 青木委員 面積なら間違っていないと思う。それは言える。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれご意見が出ましたけれども、このことについてはこれでよろしいですね。では意見書のとおり「我が国の国土の過半数を占め」ということで意見書の提出をさせていただきます。
- 次に陳情第7番 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書ということでお願いをいたします。局長
- 田中議会事務局長 陳情第7号 朗読
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。これにつきましてそれぞれ質疑を行います。ある方。
- 7番 木村委員 これって消費税はいいけど複数税率の導入を反対するってことですよ。消費税の引き上げはいいんだけどということですよ。そんな感じですよ。これね。(聴取不能) じゃなくて軽減税率に反対ってことですよ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 質疑を求めます。挙手をお願いいたします。中澤委員
- 10番 中澤委員 ちょっと認識不足なのでご存じの方教えてください。この複数税率というものの制度は一時的なものなんでしたよね。要するに導入した数年とか1年とか2年とか5年とか次元になっているという認識だったんですが、違いましたっけ。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 軽減税率ということですよ。複数税率というのは、両方。10%税率っていう、10%の税率と軽減税率8%のままでいく、それを複数税率という。そういうことだと思います。岡田委員

○2番 岡田委員 今おっしゃられたわかりにくいというのがあるんですけども、これの中に書かれている趣旨を読み解くと、企業側にも負担になっているという、本来であれば企業というのは消費税お客さんから預かって、それを国にそのまま納めればいいだけで間を取り持つだけなんですけども、それに複数税率というものを取る側、消費税をとる側が負担をして分別をしなければいけないということが企業側にも負担になっているし、払う側にとっても負担になっているよということで中止を求めていると私はこれを読みましたので。わかりにくさもあると思いますし、かなり納税者にとっても負担なのでやめてくださいということだというふうに理解しています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 10%にすることはいいっていう。

○3番 青木委員 まとめてここにも書いてあるように、買う側にも売る側にも分かりにくく煩雑なことが浮き彫りになったと、特に中小零細業者の自己負担が深刻で政府はそのレジスターやキャッシュレス対応補助金を出して普及を進めているけれども、それでも中小零細にとっては重い負担になる制度ということでこれについては反対と、こういう見解でいいんですかね。消費税10%はいいんだけど軽減税率のこのシステムがわかりにくいからやめてよと、こういう話だね。この趣旨は。

○11番 荻原総務産業常任委員長 結局普通のスーパーでもキャッシュレスじゃなければポイントも還元しないし、そういったことで非常に煩雑さということ。質疑はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論を行います。討論のある方は。参加願います。
岡田委員

○2番 岡田委員 難しい、消費税の10%増税そのものにも私は反対の立場なのでなかなか踏み込めていないというところからすると難しいんですけども、趣旨の内容は全く賛同する点ばかりですので私も一事業者としてこんなことをさせられたら非常に煩雑ですし、大変ですのでこれについては採択すべきだというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 採択ということですね。他に討論に参加される方。
木村委員

○7番 木村委員 この文面だけみても先ほどから出ているように消費税は賛成で複数税率だけを中止するっていうような文面になってますけども、私は複数税率、煩雑になるということは趣旨は分かるので趣旨採択でもいいかな。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今木村委員の方から趣旨採択という意見も出ました。皆様で討論参加される方。中澤委員

○10番 中澤委員 質問です。趣旨採択と採択はどう違うんでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 まず陳情に対する採択の考えというのはこの陳情項目、いわゆる請願項目の趣旨すべて賛同できるよということで賛成というものが採択、趣旨採択、一部採

採択というものもあるんですが、陳情の内容としては要は採択、賛成なところもある、意味は分かる、ただし採択するところまでには結論が出ない、結論が出ないというかそこまでの賛成はできない。また、それがこの陳情に対する趣旨はわかりますよという意味のものが趣旨採択。一部採択というものは幾つかの陳情項目がある中で1番2番については賛成できるけれど、3番4番についてはどうしても陳情内容を見てもここは納得できない、賛成できないということで一部のものだけ採択しますというものが一部採択ということでございます。ですので趣旨採択というのは内容の意味は賛同はできるところはあるけれどっていう、採択まではいかないっていうような内容という、私も上手く説明できなくて大変申し訳ないですが、そういったニュアンスでお願いできればと思います。すみません、今岡田委員さんからも出ましたけれども、委員会報告の中で委員長報告をいわゆる委員会としての結論を本会議、最終日に委員長報告として出します。それにつきまして一応各福祉の皆さんも含めて全体で委員長報告に対して採決をするということでございますので、この委員会としてのまず方向を示す、最終的には本会議で採決をとるというやり方でございます。趣旨採択についてはこの陳情書について意見書案については趣旨採択、一部採択の場合については意見書は原則出しておらないということでございます。以上です。よろしいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加される方は。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論を締め切ります。それでは今木村委員の方から趣旨採択というご意見が出ました。趣旨採択の採決をとります。趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 3人。それでは趣旨採択は駄目。すみません、それでは陳情第7号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書に対して採択の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 2名であります。陳情第7号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書は不採択であります。

次に陳情第8号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書。朗読を求めます。局長

○田中議会事務局長 陳情第8号 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。陳情第8号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。挙手をお願いいたします。議長

○中澤議長 単純にちょっと商工会の会員でもおられる伊藤副議長がおられるんだけど、箕輪町商工会はどんなお考えなのかなっていう辺はちょっと聞いてみたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 このことについてね、説明会があるというような話だけはあったんだけどね、まだそういうことになって（聴取不能）はないんですよ。文書的なものことはいろいろ担当区から来たりして読んでみてもちょっと私たちもこれ複雑すぎてまたこういうことを、この保存的なようなことをされることに対して毎日が手がかかるっていうようなことで皆さんの話は面倒くさいようなことの話は出ているということは事実でございます。そのくらいの程度ですが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうすると別に結論的なものは何も出てないということですね。他に質疑ございますか。なければ討論に入ります。

○2番 岡田委員 ちょっとこの制度そのものが多分まだ業者の皆さん、もしくは市民の中にもおそらくまだ浸透していないとかという私は感覚を持っているんですが、ここにもありますとおり今のところ 1,000 万円以下の人っていうのは消費税の納税が免除されています。ですけれども、ここにも書いてるとおり例えば 500 万円の売上の業者であっても消費税の納入をしないと本来なら 500 万円で消費税を納めなくてもいいんですけども、そういう手続きをしなくてもいいんですけどもそういう自分の 500 万円のうち利益の中で消費税のやりとりをこれこれこういうものが、8%ではこれこれこういうもの、10%ではこれこれこういうものっていう明細を全て出して消費税を税務署に納めないと取引業者から決済してもらえないというものなんです。なので私が 500 万円の仕事をする。でも木村建設さんのところから下請けをもらっている。下請けの仕事をしている。けども親会社からは取引が認められなくなるんですよ。要するにそういう消費税の 500 万円だから今まで良かったんですけど 500 万円のうちの消費税のやりとりの明細を全部親会社へ提出しないと親会社はその分の下請けのお金のやりとりについて今度税務署から認められなくなるというものなんですよ。それが一つ。なので親会社にとってもそれをやらないと子会社なり下請業者なりに仕事を回せなくなるということもありますし、下請業者からするともちろん煩雑になるし、それをやらないと仕事がもらえなくなるのですごい負担になるということが一つ大きな、さらに消費税を納めなくてもよかった方が納めればならなくなるということです。すごい負担感というのは大きいというふうに今懸念をされています。もしこの制度もう少し詳しく今わかっている政府が導入しているインボイス制度について詳しくレクチャーをしてから採決に移りたいとか、本会議でも報告する上でもそういうものが必要だという判断であれば、もしこの提出者については上伊那の民主商工会ですので伊那市に事務所があるのでそちらから説明をいただく方をお招きして、説明をしてもらってからまた判断をしてもいいのかなと、まだ明日もあるのでというふうにご提案を申し上げます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 今おっしゃったように私もそのとおりだと思うんでよくこれ説明聞いて我々もよく理解できないんだよね。要は書類を第三者が見たときに税務署から控除を受

けたときにその書類を残さないよということが趣旨だもんで我々の段階じゃ良いとか悪いとかよくわかんないですよ。だもんでここは採択までいかなんでも継続でいいと思う。よくわかんない、実態が。要するに証拠書類を残して控除のときに書類がちゃんとそこに残っていることは基本だってことを言ってるもんでね、このインボイスは。端的に言うと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 継続にしてしまうと、もう10月の導入が間近に迫っている9月議会まで結論を持ち越してしまうことになるので、まだこの委員会自体が日にちが明日1日あるので説明を聞いてから判断をされた方が私は責任を持った審議になるのではないかなというふうに思うので明日に何か都合が悪い方はあれですけど、まだ委員会審査あるので予定はされてるのでぜひプロから専門家からそういう説明を受けてから判断をした方が責任のある審議になるというふうに私は考えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○田中議会事務局長 ちなみにここの陳情書にはいつ導入されるかということはちょっと明記されてないんですが、平成35年でありますので令和5年になりますかね、令和5年10月1日から導入されるもので登録自体は平成33年とありますので令和3年10月1日から申請が開始になるという内容のものでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。青木委員からは継続というご意見であります。

○2番 岡田委員 説明をいただけるのであれば説明を受けてから判断をした方がいいと思います。よくわからないから先に持ち越すというよりはなぜ説明を受けないのかが私にはちょっと理解が及ばないのでお聞かせいただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 今局長の話の期限というかあれを聞くとまだだいぶ先ということですし、先ほど町の商工会としてもまだ正式な説明等まだ次の機会があるということなんで、それをもってそのあとでも十分期間的には間に合うと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 陳情者はやっぱりこの議会に出してきたということはこの議会ですっかりと議論をすべきだというふうに私は思います。先送り、先送り、期間がまだ先にあるからいいよということではなくてやはり陳情者の意を組むというのが陳情・請願の一番の大きな議論の要になると思うのでそこをやはり私たちは重く受けとめて議論をしていくべきだというふうに思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 今まだ間があるということなんですけど、これはね、はっきりまだ政府としてもこれが10%の一律になったような場合にはここの方式をとらないかもしれないというあれがあるんですよ。だからはっきりまだ決まってこないわけ。そういう面でまだ説明ができないっていうこともあるもんですから、時間的にそんなに今慌てずにそれを採

択するような問題では何もないと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれご審議をいただきました。これより討論に入らせていただきます。討論に参加される方のご意見を求めます。岡田委員

○2番 岡田委員 やはり先ほど来、お話あるとおりによくわからない、実際にやられるかどうかはわからないけども政府は検討している、こういうことを導入しようとしているということは明らかですので私はこの制度自体に問題があると思ってますし、多くの皆さんに関心を持っていただき議論もしていただきたいというふうに思ってるので本来であれば提出者の方にお越しいただいて説明を求めるとするのは筋だというふうに思うんですけども、少なくともこの今政府が検討している制度については私は賛成いたしかねますのでこの意見書については賛成の立場です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま岡田委員の方から賛成の討論が出ました。他に賛成の。中澤委員

○10番 中澤委員 私の立場は商工会どころではなくて今回のこのインボイスというのが導入されてくると酪農家の方や農業の方も林業をやっている方もほとんど全部の要するに今まで非課税だった方々が対象になって多分廃業の危機に陥るものすごいおっかない制度だと私は思っています。なので今回出てきているのは商工関係ですけどもそれについても私は賛成の立場です。以上。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 たぶんね、中澤さんの言ってる趣旨は違うと思うんですよね。このインボイスは軽減税率を適用するために要は仕入れ業者から仕入れる、要は仕入れる販売があって最終的に控除をお願いする税務署へ出した時に出した数みて比較する、その仕入れの請求書なりを証拠に残すってことだもんで今中澤さんが言ったように廃業だとかそういうことではなくて元々この証拠書類を残してよって意味だもんで、これはね、インボイスは。だから軽減税率を適用するにはこれは政府としては後で控除するのに証拠がないからインボイスをしていくということだもんで今中澤さんのおっしゃったそれとは違う、趣旨が。廃業だとかそういうことじゃ。軽減税率をやるためにはこのインボイスを証拠書類で第三者が見てもわかるようにということ言ってるもんで。そこは伊藤さんよく言うように控除するときその根拠になるのは証拠になるのは何になるのと、それがインボイスということだもんで。中澤さんの言ってるちょっと意味合いとは違うんだよ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員、討論に参加したわけですのでどういう立場で。

○3番 青木委員 ですからね、これ難しいよね。我々が良いとか悪いというのはね、レベルが。ただ、伊藤さんあたりがいるもんで商工会とか煩雑になると思う。会社で言えばISOみたいに書類をちゃんと残しておいて指示したものはちゃんと後で分かるようにと、ああいう意味合いのもんだもんでね。だから証拠になるものは何かここで残したよっていう趣旨だと思う、これは。そこが煩わしくなるからそんなもの商工業者の負担になるから

辞めてほしいっていうのがこの趣旨だよな。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ですので。

○3番 青木委員 ですので分かりません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 先ほど継続というご意見ですけど討論に参加して。

○3番 青木委員 岡田さんの言ったようにもう少し説明を聞いてからでも私はいいと思う。

○11番 荻原総務産業常任委員長 ですからどういう。継続でよろしいという。

○3番 青木委員 そうです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論になりますので自分の立場をきちっと言っていただきたいと思います。ただいま継続という青木さんのご意見が出ました。他に討論に参加される方。金澤委員

○9番 金澤委員 私も継続でいいと思うんですが、先ほどの岡田委員の明日にでも来てもらって説明というのは、当然陳情書を出す人の説明というのはその方向のことの説明をするんでね、それでもし明日採決に持っていこうとすると我々まだ自分で勉強して考える時間もないんで日にち変えるとまだ十分でもないようなかなり余裕、余裕というかあるんでもうちょっと中身を自分なりに分析できて陳情する人の意見も含めた中で自分の判断できるまでの時間があると思うんで継続でいいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論に参加される方、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論を打ち切ります。それでは今継続という意見が出ました。継続に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。4名。それではこの陳情第8号 消費税適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書は継続であります。以上をもちましてすべて陳情については終わりました。それではただいま全部、総務産業常任委員会に係る陳情書はすべて審議終わりました。以上をもちまして総務産業常任委員会の陳情すべてを終了させていただきます。

午後3時46分 閉会